



暮らしに快適、最適なシステムをご提案！ お客様の笑顔と「ありがとう」の言葉が何よりの喜びです。

小出力発電設備についても事故報告が義務化になりました

2021年4月1日より、小出力発電設備についても事故報告が義務化になりました。

事故報告制度について

電気事業法第106条の規定に基づく、電気関係報告規則が令和3年(2021年)4月1日に改正されることに伴い、電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、**10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備**について、事故報告の対象に追加されました。

どのような事故があてはまるの？

下記の4項目の事故が発生した場合に報告する必要があります。



感電事故とは、感電によって人が死亡もしくは入院した場合の事故です。



電気火災事故とは、風車ナセルや太陽光パネルなどの設備が原因で発生した火災が該当します。



太陽光パネルや架台、風車ブレードなどの破損により、他者へ損傷を与えた事故。例えば、太陽光パネルの飛散や敷地内の土砂崩れによる土砂流出など、他者へ損傷を与えた場合が該当します。



設備の破損により運転が停止する事故。例えば、風車タワーの倒壊や風車ブレードの折損、太陽光パネルの破損、パワーコンディショナーの焼損などが該当します。



いつまでに事故報告をしなければいけませんか？

事故を覚知した(知った、気づいた)時から「24時間以内に事故の概要(速報)」について、「30日以内に事故の詳細(詳報)」について報告を行う必要があります。

・事故報告のフロー



ママと妻と取締役・・・きままなつぶやき



努力の積み重ね、コツコツカツコツ！！

ですが・・・今年もギリギリになり受験勉強(*_* 今年こそ！と5年受験し続けています。今年こそは合格したいですが、コツコツを忘れた結果は・・・気づいたなら行動する！という事でコツコツ勉強に励んでいます(*^_^*) これを継続できる自分になりたいので、今日からまず合格発表まで不合格まで（不合格なら）毎日問題を解き続けていこうと思います(^_^) 楽しんで知識を身に着けたいと心に決めた10月でした(*^_^*)



〈最近の出来事〉



各務原営業所の看板がリニューアルされました。
各務原営業所 通信部 きい君



今必需品のマスク、唯一日使用していても耳が痛くならない物で使用しています。
各務原営業所 通信部 M

発行人：ユニオン株式会社

本社 〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町4224
TEL：0574-58-1515 FAX：0574-58-1514
E-mail:union@gifu-union.co.jp HP:http://www.gifu-union.co.jp



ユニオン株式会社

土岐営業所 〒509-5122 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1589-1

TEL：0572-53-2655 FAX：0572-53-2675

各務原営業所 〒509-0142 岐阜県各務原市鷺沼丸子町2丁目516番地の4

TEL：058-374-3182 FAX：058-374-3186